

# RAM 会則

2017年4月(2017.4.26 制定)

(2022.4.16 改定)

## 目次

### 第1部 会則

#### 第1章 総則

#### 第2章 事業内容

#### 第3章 会員

#### 第4章 役員・運営委員・監事

#### 第5章 県連役員

#### 第6章 会計

#### 第7章 附則

### 第2部 運営規定

### 第3部 山行規定

### 第4部 遭難対策規定

# 第1部 会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この会は「Round Adventure Morioka(RAM)」と呼び、岩手県勤労者山岳連盟(以下「県連」と呼ぶ)に加盟する。

### 第2条 (事務所)

この会の事務所は盛岡市内に置く。

## 第2章 事業内容

### 第3条 (目的)

この会の目的は以下のとおりとする。

- (1) クライミングを志すとともに、自然の恩恵を常に学びながら冒険的な世界を楽しむためにスタイルに拘らず幅広く活動すること
- (2) 会員相互の親睦、交流を深めつつ、登山の知識、技術向上と普及に努める

### 第4条 (事業)

この会は、前条の目的を遂行するため以下の事業を行う。

- (1) 山行の実施
- (2) 他山岳会、諸団体との交流
- (3) 講習会、講演会など
- (4) 自然保護に関する活動
- (5) 通信の発行
- (6) 例会の開催
- (7) その他必要な事項

### 第3章 会員

この会に会員として、会員、会友をおく。

#### 第5条 (会員)

この会の趣旨・目的に賛同する入会希望者は所定の申込書に必要事項を記載し会費、新特別基金、県連会費を添えて事務局に提出することにより会員となることが出来る。

なお、入会希望者については入会申込書をもとに審査し会員の3名以上の推薦を得たのち会員となることが出来る。

#### 第6条 (会友)

会員はやむを得ない事情により会員としての活動が困難になった場合は本人の申し出により例会にて会員の承認を得て会友となることが出来る。

なお会友は議決権を有しないが会のホームページ、通信等、会の情報を継続的に受けることが出来る。

また会の山行に随時参加することが出来るが、新特別基金に加入していないため事前に民間の保険に加入することを条件とする。

#### 第7条 (退会・除名)

1.この会を退会する場合は本人の申し出によるものとする。但し、会費等を定められた納付期限から1か月以上滞納した会員でその理由が正当な理由でない場合は退会させることができるものとする。

2.山行あるいは会の運営に著しく支障をきたすことがある場合、会員の過半数の承認を得て除名することが出来る。

### 第4章 役員・監事

この会に次の機関と役員・監事をおく。

#### 第8条 (総会)

総会は会の最高議決機関で毎年1回4月を原則として会長が招集する。

総会は会員の過半数の出席によって成立し、議決は出席者の過半数をもって行う。

総会は次の事項を審議の上、決定する。

1. 活動報告及び決算報告
2. 欠同方針及び予算案
3. 役員、監事、県連理事候補推薦者の選出

#### 4.会則の改廃

その他必要に応じて会長は臨時総会を招集することが出来る。また会員の3分2以上の要請があったときは会長は臨時総会を招集しなければならない。

#### 第9条 (運営)

毎月の山行、総会に基づく運営事項については毎月1回の例会にて審査、執行するものとする。

#### 第10条 (役員・監事)

この会の役員として、会長1名、副会長若干名。事務局長1名、事務局次長若干名、山行マネージャー、教育遭難対策マネージャー、会計監事2名をおく。

#### 第11条 (各専門部門)

山行マネジメント、教育遭難対策マネジメント、広報マネジメント

#### 第12条 (役員・監事の選出・承認)

役員及び監事の選出は、毎年総会開催翌月から翌年総会開催前月までを期間とし立候補および推薦を設け、総会にて承認する。

#### 第13条 (任期)

役員及び監事の任期は本人の申し出のほか、総会にて審査する。

## 第5章 県連役員

#### 第14条 (県連役員)

県連への役員の派遣は、会員の中から推薦し、総会の信任を得るものとする。

## 第6章 会計

#### 第15条 (会計)

この会の運営は会費、事業収入、寄付金、その他をもって行う。

#### 第16条 (会費)

1. この会の会費は年額6,000円、会友の会費年額3,000円とする。(仮)
2. 会員が学生、家族会員の場合、会費を50%減額する。

- 3.中途入会の会員は、会費を月割とする。
- 4.会費の納入は新年度の5月31日を最終納付期限とし一括とする。
- 5.年度の途中で退会する場合は会費は月割にて返金を行う。

第17条（会計年度）

会の会計年度は4月1日から3月31日とする。

第18条（会計監査）

監事は年度末に会計監査を行い総会にその結果を報告する。

## 第7章 付則

第19条（運営規定）

この会の組織の強化及び円滑な運営を図るため別に運営規定を定める。

第20条（山行規定）

この会の円滑な山行の実施と遭難防止のため別に山行規定を定める。

第21条（遭難対策規定）

この会の会員の生命安全確保のため別に遭難対策規定を定める

第22条（その他）

会則に定めのない事項については会則の精神に基づいて例会にて審議の上処理する。

## 第2部 運営規定

第1条（目的）

この会の組織の強化と円滑な運営の為、この規定を定める。

第2条（事務局及び各任務の所掌事項）

1.事務局

- 入退会手続き並びに名簿等作成
- 全国連、県連への会員動向連絡
- 金銭の出納、管理
- 予算立案、決算報告

例会並びに総会内容記録  
登山時報配布及び集金  
労山基金手続及び集金  
その他庶務

2.山行マネージャーは会員の山行を審査し必要な際は助言を行う。

3. 会員は登山の知識と技術の普及・啓蒙及び研究・教育を積極的に行うとともに訓練を継続して実施する。

会員は「Adventure 通信」に山行報告、トピックスを掲載するものとし、積極的な参加を行う

会員は必要に応じて会所有の装備を保管、管理する。

### 第3条 （例会）

例会は原則として総会の月を除く偶数月の第3水曜日に開催する。

## 第3部 山行規定

### 第1条 （目的）

この会の山行活動の円滑な実施と遭難防止のためにこの規定を定める。

### 第2条 （山行形態）

この会は会山行だけでなく、個人山行、県連やブロック、全国連が主催する参考に積極的に参加出来る。

### 第3条（山行計画書及び山行報告）

- 1.山行にあたり、原則として山行の5日前までに山行計画書を会員の任意に指定した緊急連絡先担当者に連絡する。近場のトレーニング山行はメールでも可とする。
- 2.山行に参加するメンバーは山行リーダーの指示に従って行動すること。
- 3.下山後は速やかに緊急連絡先に連絡すること。
- 4.下山予定時刻又は19時過ぎになっても下山報告が無い場合は緊急連絡先担当者は会長（山行でない場合は役員）に連絡すること

## 第4部 遭難対策規定

### 第1条 (目的)

会員の生命の安全を確保するため遭難救助体制を整えることを目的とする。

### 第2条 (救助体制)

山行リーダーから当日、下山予定時刻又は19時までに下山報告が無いことが緊急連絡先担当者から報告を受けた会長又は役員は、収集された情報を総合的に判断し、状況に応じて遭難対策本部を設置し必要な活動を開始する。

### 第3条 (遭難救助)

会は遭難対策本部を設置したのち全力を挙げて救助にあたる。また必要があれば県連、全国連あるいは他団体に支援を要請する。

### 第4条 (訓練)

会員は危急時に迅速かつ冷静に行動できるよう日頃から訓練を継続して実施する。